

#### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む)以下この条において同じ。に基づき、設計図書・例添の図面書・仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書を含む。以下この条において同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする物件供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物件(以下「物件」という。)を納期以内に納入し、発注者は、その契約金を支払うものとする。
- 3 納入を完了するための一歩手段については、この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 発注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び命令は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関する言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定めた金額の支払い用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関する発注者と受注者の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国(法令)に準拠する。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### (権利義務の範囲等)

- 第2条 この契約により生じる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (契約の変更)

- 第3条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者と協議のうえ納期限、契約金額その他契約書の内容を変更することができる。
- 2 発注者又は受注者は、契約期間内に経済情勢の著しい変動により、契約単価が著しく不適当となったときは、相手方に對し契約単価又は契約内容の変更を求めることができる。ただし、変動原因においてすでに発注者の物件につなげては、適しない。

#### (検査前の紛失等)

- 第4条 次条の規定による引渡しの前に、物件を紛失又は毀損したときは、その損害は受注者の負担とする。

#### (検査及び引渡し)

- 第5条 受注者が物件を納入するときは、発注者の検査を受けこれに合格したものとみなす。ただし、検査結果不合格品があるときは、受注者より、発注者の指定する期日までに改良し、又は適合する物件と交換し、再検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定による検査が完了し、発注者に引渡しがあったときに、所有権が移転するものとする。
- 3 物件の検査に必要な費用及び検査のために変更し、消耗し、又は毀損した物件の損失は、受注者の負担とする。

#### (契約不適合責任)

- 第6条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関する契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して、物品の修繕、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追延を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追延をすることができる。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追延の催告をし、その期間内に履行の追延がないときは、発注者は、その不適合の修理料金にて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追延が可能であるとき。
- (2) 受注者の催告の追延を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追延をしないでその期制を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追延を見る見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前2項の規定による契約不適合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第1項の規定による履行の追延又は第2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

#### (履行届付)

- 第7条 天災、その他の自然的若しくは人為的な事象で受注者の責めに帰する理由により契約を履行することができない場合は、発注者は受注者から違約金として、滞延日数1日当たり、契約金額、政府機関の支払遅延処置等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める割合(第13条において「財務大臣が定める割合」という。)を乗じて得た額を徴収することができる。ただし、一部ごくして同一期間内に納入済であるときは、その運賃部分について徴収する。
- 2 天災地変等で発生者がやむを得ぬと認めるときは又は発生者の都合により納入が遅延したときは、違約金を徴収しないものとする。
- 3 第5条第1項及び前条第1項に規定する場合において、指定された期間内に受注者が良品を納入しないとき又は物の補修をしないときは、前2項の規定を準用する。
- 4 発注者の責めに帰する理由により第25条の支払期限までに契約金を支払わなければ、発注者は、受注者に対して第1項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

#### (個人情報の適正な管理等)

- 第8条 受注者は、この契約に伴い個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこの約款に定める個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならない。

#### (受注者の催告による解消権)

- 第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をして、その期間が履行されないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び契約上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納期延滞(分別して納入を認めた物品ごとに、その分割納入物品に係る納期までに納入することができるないとき又は納期延滞以後相当の期間内に物品を納入しないとき)。
- (3) 引き渡された物品に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。
- (4) 正当な理由なく、第6条第1項に規定する履行の追延又は同条第2項に規定する代金の減額がされるべきとき。
- (5) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (6) 契約の履行に当たり、正当な理由なく、発注者の職員の指示に従わないと伺はる職務を妨害したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告による解消権)

- 第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解消することができる。
- (1) 第2条又は第8条の規定に違反したとき。
- (2) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者が契約の一部の履行が不能である場合又は受注者がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を履行した目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその期制を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をし

た目的を達成するのに足りない履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 第1条及び第16条の規定によらない契約の解消を申し出たとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団)いう。以下この条及び第23条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に被負担金権能を譲渡したとき。
- (9) 受注者(受注者が現地企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等(自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等していると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは間接的に暴力団の維持に協力し、若しくして助長していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用する等していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資本、原株式の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がからオまでのいずれかに該当するのを知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、あからさまでひずれかに該当する者を下請契約又は資本、原株式の購入契約その他の契約の相手方としてした場合(力に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対してその契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (10) 受注者(受注者が現地企業体であるときは、その構成員のいずれかの者)が単独の禁止及び公正取引の確実に守る法(昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合においては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。
- (11) 受注者が構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会(その事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同法第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合においては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。
- (12) 受注者(受注者が現地企業体であるときはその構成員のいずれかの者、法人の場合においては、その役員又は使用者を含む。)に関する、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第8条第1項若しくは第9条第1項第1号の規定による命令が確定したとき。

#### (契約が満了された場合等の違約金)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、入札執行時に示した発注予定期量に単価に乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が満了されたとき。
- (2) 受注者がこの契約を解除した理由に帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。
- 2 次の各号に掲げる者かこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

#### (賃借の予約)

- 第12条 受注者は、第10条第10号から第12号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解消するか否かを問い合わせ、賃借金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特此必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者が生じた実際の損害額と同額に規定する賃借金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賃借料を請求することを妨げるものではない。

#### (賃借金等の徴収)

- 第13条 受注者がこの契約に基づく賃借金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければ、発注者は、その支払いのない額に発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特此必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者が生じた実際の損害額と同額に規定する賃借金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賃借料を請求することを妨げるものではない。

#### (発注者の責めに帰すべき理由による場合の解消の限度)

- 第14条 第9条各号又は第10条第2号から第7号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、この契約を解消することができない。

#### (受注者の催告による解消権)

- 第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がなされたときは、この契約を解消することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び契約上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (受注者の責めに帰すべき理由による場合の解消の限度)

- 第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解消することができる。

- (1) 第3条の契約の内容の変更により、契約金額が3分の1以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。

#### (受注者の責めに帰すべき理由による場合の解消の限度)

- 第17条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解消をすることができない。

#### (協議による解消)

- 第18条 発注者は、必要があると認めるときは、第9条から前条までの規定にからず、契約の相手方と協議して、この契約を解消することができる。

#### (解消に伴う処置)

- 第19条 発注者は、この契約が解消された場合においては、引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査のうえ、その検査に合格した部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、この契約が解消された場合においては、貸与品があるときは、貸与品を発注者に返還しなければならない。

#### (発注者の損害賠償請求)

- 第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賃借料を請求することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により納期延滞内の物品を納入できぬとき。

- (2) 第9条各号又は第10条各号に定める理由があるとき。

- (3) 前2号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従つた履行をしないたとき。

る。

(受注者の損害賠償請求)

- 第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任の明記)

- 第22条 受注者が種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合にあって、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額・請求、損害賠償の請求又は契約の解消をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際こそその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(暴力団等からの不当要求行為等の排除)

- 第23条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等（秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。第3項において同じ）から不当に介入を受けた場合は、遅延なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当要求行為等を受けたことにより、納期遅延が生じるおそれがある場合は、発注者と納期遅延に関する協議を行なはずむならない。
  - 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当要求行為等による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
  - 4 受注者は、不当要求行為等による被害により納期遅延が生じるおそれがある場合は、発注者と納期遅延に関する協議を行なはずむなければならない。

(契約の費用)

- 第24条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約金の支払)

- 第25条 契約金の支払は、第5条による物件納入検査終了後、発注者が受注者の書類が請求書を受理した日から30日以内に秦野市伊勢原市環境衛生組合指定金融機関を通じて行うものとする。
- 2 この契約締結後、消費税法（昭和10年法律第108号）及地方税法（昭和12年法律第226号）の改正等によって、消費税及び地方消費税の率に変更が生じた場合は、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この率を変更することなく、契約金額に消費税率変更分を加減して支払うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第26条 この契約において書面により行わなければならぬこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解約は、法令等に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、その方法は書面の交付に準じるものでなければならない。

(紛争の解決)

- 第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し発注者と受注者の間に紛争が生じたときは、秦野市伊勢原市環境衛生組合契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）に基づくほか、その都度発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

**個人情報保護に関する特記事項**

(秘密等の保持)

- 第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

- 第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、関係法令に従うほか、発注者の指示を受けて、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、個人情報の処理を自ら行い、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の適正な管理等)

- 第4条 受注者は、この契約による業務を処理するため取り扱う個人情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な処置をとらなければならない。

(目的以外の使用禁止)

- 第5条 受注者は、使用する個人情報をこの契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第6条 受注者は、この契約による業務を処理するため取り扱う個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(返還義務)

- 第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報（前条ただし書の規定により複写し、又は複製したものを持む。）を業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

(廃棄等)

- 第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報を業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。

(事故報告義務)

- 第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取り扱う個人情報の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(調査)

- 第10条 発注者は、受注者が業務の執行に当たり取り扱う個人情報の状況について、隨時に調査することができる。

(勧告)

- 第11条 発注者は、受注者の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

(その他)

- 第12条 この特記事項に定めのない事項については、受注者は、発注者の指示に従うものとする。